
日本科学者会議 京都支部ニュース

5月号 No.351

2013年5月13日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町95-3 南館3階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : kyoto_kagakusha_3@yahoo.co.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

目次

- ◆ 第47回京都支部大会(5/19)のご案内2
- JSA第47回京都支部定期大会(5/19)：講演レジメ.....2
 - 日本近現代史の中の憲法—民衆の憲法意識と学校教育をめぐって—
- 48期第3回近畿地区協議会(4/30)の報告5
- 第5回科学技術京都フォーラム・第1回自然科学懇談会(4/24)の報告6
- 第3回 社会体制研究会(4/5) 報告7
- 『日本の科学者』読書会4月例会(4/26)の報告10
- 4・20 シンポ「革新は生き残れるか—新しい変革の主体を考える—」 参加報告.....13
- 研究会・読書会などの案内.....14
 - ・脱原発シンポ「聞け『ふくしま』の声—今、そして未来(あした)のために—」(6/15)
 - ・大学問題シンポ「大学評価から大学監視・改善へ—日本の『大学界』改革に向けて—」(6/23)
- 寄稿：ベトナムで枯葉剤被害二世の予備調査(1)15
- 寄稿：日本国憲法施行66周年の5月3日が過ぎて.....16
- ◆ 支部幹事会だより17
- ◆ 日本科学者会議京都支部会則 (2012年5月20日改正)19

第47回京都支部大会

日時：5月19日(日) 13:00~17:00

会場：龍谷大学深草学舎 紫英館6F 会議室

<新年度となりました。会費滞納者は至急に納入をお願いします。>

第 47 回京都支部大会のご案内

すでにご案内のように京都支部第 47 回定期大会が以下の日程で開催されます。

日時：5 月 19 日（日）13：00～17：00

会場：龍谷大学深草学舎 紫英館 6F 会議室

13：00～14：45 大会記念講演

井口和起さん「日本近現代史の中の憲法—国民の憲法意識と学校教育をめぐって—」

15：00～17：00 支部大会

- ・ 支部規約の改正により今回から全会員の出席を求めています。

大会成立には委任状も含めて過半数の出席が必要です。

欠席の場合は委任状を必ずご提出ください。

- ・ 支部幹事の選出は今回から立候補制になりました。

幹事の員数は会員数の 1/20（14 名）以上です。ふるって立候補ください。

これから立候補される方は、大会当日、会場で受け付けます。

JSA 第 47 回京都支部定期大会（5/19）：講演レジメ

日本近現代史の中の憲法 —民衆の憲法意識と学校教育をめぐって—

個人懇 井口和起

はじめに —「憲法」をめぐる現代の危機を念頭に日本近現代史を点描し、問題の一端を考えたい。

「支部ニュース」No.350（2013.4.）の予告ほど大きな話でなく、雑駁な点描にしかないこと、現憲法に差し迫った「危機」の打開に有意な話にならないことなど乞ご容赦。

I. 近代日本（戦前・戦中）の憲法と民衆・教育

1. 幕末・維新の「憲法構想」→統治権の所在を核とした「国体」論よりも「政体論」が中心

→「船中八策」1867.（12.「万機親裁」布告）・「五箇条の御誓文」・「政体書」1868…

2. 自由民権運動→「民撰議員設立建白書」1874. 以後、1899.までに 90 を越える「私擬憲法」

「立憲君主制」→植木枝盛「日本国国憲按」1881.08.＝聯邦制・人民の抵抗権・革命権・生存権（第 44 条生命・四肢・形体を「全フシ」、健康・面目を「保チ」）…「皇帝」が「兵馬ノ大権」

※ 民権運動の生成期（士族）・高揚期（豪農）・激化期（農民）と敗北←「松方デフレ」

※ 地方「政社」の多くは、「政社」（思想）であると同時に教養・実業…の「学習」組織

3. 大日本帝国憲法 1889.2.11. (もちろん現 81 条「違憲審査権」はない) → ベルツの日記
「滑稽なことにはだれも憲法の内容をご存じない」「新聞がすべて満足の意」
4. 枢密院における憲法草案審議の第 2 章「臣民権利義務」に関する伊藤・森論争(1888.6.22.)
→「憲法とは何か」にかかわる基本問題の論争：種々の意味づけがあるようだが…？
5. 明治初期の教育（学制期 1872～79）→道徳教育と政治教育→国体学・政体大意・国勢学大意…箕作麟清祥訳・ボンヌ「泰西勸善訓蒙」＝修身的道徳徳目と同時に「士民」の「権利」
6. 民権期・憲法制定以後
→1880.不適切教科書使用禁止（箕作前掲書も）高等中学（16～18 歳）に「本法法令」のみ。
→1886.学校令・憲法制定後の 1890.教育勅語以後、啓蒙的政治教育ではなく儒教的修身教育へ
→1891.1.9.内村鑑三不敬事件
→基本的に天皇「国体論」が修身を中核に国語・歴史教育などで教えられていくのが「大日本帝国憲法」教育だった。
7. 1899～1902 以後明治末期→「法制及経済」＝「国権ヲ重ンジ国法ニ遵ヒ」（教育勅語）の枠内
→1899.実業学校（14～17）「経済及法規」「法制」→1901.中学校（12～17）に「法制及経済」
8. 大正デモクラシー期（1905.日露戦争後～1931.「満州事変」）
※ 都市民衆暴動型の民衆運動から組織的労働農民運動・女性運動・普選運動…画期としての 1918.米騒動←地方改良運動 戊申詔書 国民精神作興詔書 …普選と治安維持法体制へ
※ 憲法論としての美濃部天皇機関説・思想としての民本主義・スローガン：憲政の常道
9. 1922.公民教育調査委員会、1924.実業補習学校「公民科」教授要目制定（都市用・農村用）
→生活経験領域の同心円的拡大・機能的社會把握・実践性の重視→「自治民育」
→新しい「国民統合」方式への移行という側面
10. 米騒動と「生存権」→布施達治『生きんが為に』1919.
11. 戦時体制下へ→1935.天皇機関説事件・国体明徴決議. 1937.国体の本義. 1941.臣民の道. …

II. 現代日本（戦後）の憲法と民衆・教育

1. 戦後日本の国家・社会の確立期（1945～1955）
→日本の敗戦（終戦）の諸特徴

- ・「国体護持」を目的とした支配層の主導＝「聖断」の意味 ・東アジア世界での戦争継続＝中国内戦・革命。朝鮮での「分断」・朝鮮戦争と「分断」固定化 ・「冷戦構造」の形成→朝鮮分断・朝鮮戦争は文字 ・アメリカの事実上の単独占領 …
- 憲法体制とサンフランシスコ体制といわゆる 55 年体制＝日米支配層の「合作」
- ・日本の戦争責任、植民地支配責任論等々の不問と欠如＝「戦後改革」は「精神革命が未完の政治革命」→「精神革命」はいま（「未完」どころか）「反革命」に向かっている。
- ・アメリカの世界戦略に依存した日米合作の国家支配構造と「戦後復興」←朝鮮戦争

2. 憲法意識の変化の概要と民衆運動・教育運動

→1946 年メーデーと食料メーデー：「憲法より飯だ」論と民衆の憲法受容意識

憲法発効時、憲法：を読んだ 59.3%、圧倒的多数の天皇制支持、9 条必要 70%しかし、先制・侵略戦争否定と自衛権保持で分かれていた。

→現憲法支持の「国民的合意」は 55 年体制以降 1960 年代に「定着」していった。

→憲法改正：9 条改正賛成 43%反対 30%（1952.毎日新聞調査）→55・57・62・68 年の賛成は 37-32-26-19、反対は 42-52-61-64%と変化（朝日新聞調査）

→70～80 年代を経て、90 年代に改正賛成と反対の比率が逆転

→2013.3.30-31.調査：読売新聞 憲法改正に賛成が 51%、反対が 31%、答えないが 18%
2004 年、改憲賛成 65%・反対 22.7%。 05 年賛成 60.6%、06 年 55.5%、07 年 46.2%
2008 年には賛成 42.5%・反対 43.1%と賛成・反対が逆転。→9 条の会の運動？

※ 戦後直後の労働・農民運動以降の基地闘争・護憲運動・平和運動・原水爆禁止運動・民主主義運動など、民衆は憲法精神を自分のものにして前進し、戦後最初の公然たる「明文改憲」（1954）を阻んだが、一方、支配層は「保守合同」で結束→55 年体制の出発

※ 安保改訂問題に、勤評闘争・炭労争議・警職法改悪反対闘争…は大規模な 60 年安保闘争へと高揚→1960 年代、支配層は明文改憲を断念、9 条を念頭に置いた「小国主義」路線。その背後には、安保闘争からの民衆運動の持続→ベトナム反戦に代表される平和運動や恵庭事件・長沼ナイキ訴訟（1969）沖縄祖国復帰運動…原水爆禁止運動、さらには 1950 年代半ば以降進んだアジア・アフリカ諸国との平和友好運動…←ベトナム特需と経済成長

※ 「高度経済成長」の結果→自民党政権下での「企業社会」（日本型市民社会）の形成。高度経済成長下での労働運動の高揚と限界→1955 年 8 労組の共闘に始まった「春闘」は、1974 年の最大規模のストと賃上げ獲得後、「ストなし一発回答」（管理春闘）へと後退・退潮。労働組合組織率 1949 年 55.8%、1950～70 年代半ば 30%前後、1975 年以降低下。2009 年推定 18.5%。ストライキによる労働損失日数、1952 年 1,510 万日（ピーク）後、350～600 万日で推移、1975 年 801 万 6,000 日以降急速に減少、2009 年 7492 日。1975 年末公労協スト権スト敗北。→ストライキ経験の伝承がなくなる。

→「企業内組合」の限界

※ 貧困化・賃金低下が運動の高揚にはつながらない。→「憲法より経済政策だ」論

3. 戦後憲法教育と教員養成制度→教育基本法と「あたらしい憲法のはなし」1947.中学教科書

→その後の教育運動と教員組合運動、多様な平和運動・市民運動…←「経済成長の政治」

・長期安定政権維持 ・優秀な官僚群 ・「協調的」労働運動←革新的労働運動の抑圧。

→教育委員会制度改正～1999.8.9.国旗・国歌法、2006.教育基本法改正…

→1973.教員養成制度改悪＝日本国憲法必修削除の問題性→有効な批判が出来なかった？

※ 「押しつけ憲法論」への批判＝象徴天皇制と憲法9条問題の複雑さ：第25条の意義…

※ 多様な違憲訴訟の展開と集団訴訟の→あらゆる問題を憲法学習へ

III. 1989年前後以降の「世界の新しい波」に学べるか—むすびにかえて—

1. 「世界秩序の激変」→ソ連・東欧の崩壊・冷戦体制の終結、中国の市場開放、自由市場の「世界化」＝グローバル化→アメリカの世界市場支配への衝動と日本への軍事負担要求の増大。

2. 巨大メディア・コントロールとどう闘うかという困難な問題に直面

3. 韓国の1987年6月民主抗争（民主革命）と現代韓国における「良心的兵役拒否」

→民主抗争の特徴：学生・在野知識人層＋市民（新中間層）・労働運動・野党など…

→現代韓国における「良心的兵役拒否」：特に湾岸戦争以降→ネット社会の両義性？

48期 第3回近畿地区協議会の報告

標記の会議が2013年4月30日（火）18：00～20：10、大阪支部事務所で開かれ、近畿6支部のうち和歌山支部を除く5支部の事務局長と全国常任幹事3名が出席しました。

議題（1）『日本の科学者』の次期編集委員の推薦については、布川淑委員は継続されるので、交代ご希望の岩橋昭廣委員に代わる方は大阪支部で調整することになりました。

議題（2）地区担当常任幹事の推薦については、後藤隆雄常任幹事（兵庫支部）は継続され、富田道男常任幹事（京都支部）に代わり中村征夫氏（滋賀支部）を推薦することになりました。

議題（3）次の（ア）～（エ）の地区活動に関する総括討論を行いました。

（ア）龍谷大学深草を会場に2013年3月20日開催の「原発ゼロをめざすJSA討論集会」については、実行委員会の宗川事務局長より報告が行われました。この集会の特徴として挙げられたもののうち、集会の基本コンセプトが「原発ゼロをめざす」ことに係る演題を全国から公募して応募者に講演してもらったことや募集広告に応じて、沖縄や熊本などから合わせて15名、18演題の応募があったこと、また講演後の総合討論において除染問題に関

する講演者間の意見の相違が明らかになったこと等、会員間での今後の討論が期待されることなどの紹介が会議出席者には印象深かったと思いました。

集会後の実行委員会で確認された「大阪支部が中心になり次回を開催する」件について、大阪支部幹事会の了解の下に近畿地区として進めることになる見通しです。開催時期についての議論では、年度末ごろとの意見もありましたが、原子力規制委員会の安全基準が出される7月以降の再稼働の動きに対応する今年秋ごろが適切ではないかとの意見が強かったように感じました。いずれにしても次期近畿地区協議会の重要な課題です。

(イ) 近畿6支部共通の情報誌「JSA 近畿」については、担当支部（兵庫）より簡単に経過の報告がありました。発行が随時なので号数表示を4桁としたことなど、工夫しながら発行しているとのことでした。議論の中で、これを見て他支部からの催し参加の例がいくつか報告され、支部間交流に役立っていることが確認されました。次期も引き続き担当をお願いすることになりました。

(ウ) 「サポーター会議」の活動については、今期担当の京都支部宗川氏より資料を添えて報告がありました。今期は5回開催し、兵庫、

大阪、滋賀の各支部から延べ9名が参加したこと、『日本の科学者』編集委員会への投稿や記載記事の推薦、提案等多彩な活動ができたこと、3月24日の会議において次期の責任者として大阪支部の島影氏が推薦されたことが報告されました。

(エ) 地区の財政については、担当の大阪支部より財政報告が行われました。全国事務局への未請求案件分を入れて2012年度引き継ぎ額の62,000円込みで、収入は297,000円ほどあり、支出160,000円との差として約130,000円が繰越金となる見込みであることが報告されました。また、2012年度科学者集会の剰余金および3.20 討論集会場でのカンパなどを地区の特別会計として計上し、今後の当該活動資金とすることが申し合わされました。地区財政は次期も大阪支部で担当して頂くこととなりました。

その他、和歌山支部事務局長との懇談の報告や今期京都支部から出していた全国の学術体制部担当の事務局次長を大阪支部から出す件についての報告がありました。

最後に各支部の現状についてそれぞれの支部から簡単な報告が出され、それぞれ全国大会に向けた取り組みを確認し合って散会しました。(文責 富田道男)

第5回科学技術京都フォーラム・第1回自然科学懇談会の報告 講演 教養教育の歴史、現状と課題——京大を例として

京都三大学教養教育研究推進機構・特任教授 林 哲介

京大理学部分会は現役の会員が減少したため一旦解消された。しかしこのままにはしたくないという思いが理学部OBの何人かに共通していたので、去年の途中から今年にかけて分会復活を検討してきた。その途中で京

大が教養教育を担う組織として「高等教育院」というものを4月から発足させるということが聞こえてきたので、分会の再出発にこれを取り上げ、まずその基本となる教養教育そのものについて考えてみることにした。林哲介

さんは京大教養部が現在の人間環境研究科・総合人間学部へ改革される過程に深く関わってこられ、その基盤となった教養教育論を最近「教養教育の思想性」(ナカニシヤ出版)として出版されたので、この機会に上記の講演をお願いした。

講演は教養教育の歴史から入った。戦後の新制大学が教養部制をとり、前期2年の一般教育課程をおいたが、中教審46答申は「教養課程としての調和を欠き、初期の目的が十分達成されなかった。今後は一般教育と専門教育という形式区分を廃し総合的な教育課程を考える」とし、また大学院の独自強化の方針をもうち出した。次いで臨教審第二次答申(1985)では教養部の見直しを、そして大学設置基準の「大綱化」(1991)で教養部解体、四年一貫教育へと動き、結果、一般教育縮減と専門教育の浸食が進んでいく。京大では教養部を母体とした大学院を概算要求化する動きがでてきた。総合科学研究科(1976)や科学基礎研究科(1979)の概算要求はいずれも文部省折衝で不調に終わったが、最終的に1988年、学術総合(人間・環境学と改称)研

究科と総合人間学部が認可された。これらの案をまとめる上で教養部と各学部の間話し合いは困難を極めたが、その困難の原因として林さんが強調したのは教養教育の基礎となる教養に対する考え方、理念の乏しさである。しかしその中で科学基礎研究科案の背景として教養部が練り上げた「科学基礎」の概念は学内で簡単に看過しがたい意味をもったことと、30年後に出された学術会議の答申の教養理念に通ずる先駆性を持っていたことは記憶されてよい。林さんは最後に教養教育の理念・思想として科学的に考え抜くことと、人々への共感を大切にすることの二つを強調した。講演を聞いて感じたことは教養教育の理念・思想は何も学生に限らず、この21世紀に生き、社会に関わっていこうとするわれわれ全てに要求されるものだということだった。理学部分会は「自然科学懇談会」としてスタートしたが、その冒頭に教養教育の理念・思想について考えることが出来たことがわれわれ自身の立ち位置を見直す格好の機会になったと思う。

(文責・和田 明)

第3回 社会体制研究会(4/5)の報告 自民党改憲草案の性格を分析し、対抗軸を考えるー政治哲学の立場からー

京都橘大学 碓井敏正

はじめにー改憲の動向、その他

今年7月の参議院選挙では、9条改憲とそれに先立つ96条改憲が主要な論争点となりそうであるが、問題はこれにとどまらない。というのは、昨年4月に正式に決まった自民党改憲草案は、近代憲法の基本原則である立憲主義を否定しており、憲法観そのものが問われているからである。この点は2005年時

点の自民党改憲草案に比べても際立っているが、その背景には、近年の社会の右傾化と右翼の勢力である「維新の会」の台頭があると思われる。改憲問題はその意味で、21世紀の日本社会の基本動向を占う重要な意味を有していると言ってよい。本報告では、このような現状に対する危機感をベースに、自民党改憲草案の危険な性格を分析し、それに対する

有効な対抗軸を提起したい。なおテーマの性格上、9条をはじめ現憲法の平和主義の問題には触れないこととする。

1、自民党改憲草案の性格―立憲主義の否定―

自民党の改憲草案を取り上げる前に問題とすべきは、国家観と憲法観の相関性である。まず国家観について言えば、大きく二つに大別できる。①個人間契約によって成立する機能的存在として近代的国家観と、②民族共同体としての前近代的国家観である。前者は日本を含む欧米の国家観であり、後者には戦前の日本、それにイランのようなイスラム国家や、中国のような「社会主義」国家が含まれる。前者の国家には立憲主義の憲法が対応し、後者の国家には民族（宗教）共同体のアイデンティティを表現する憲法が対応する。前者の前提には個人主義と人権概念が存在し、後者の前提には国家・民族の繁栄がある。国家・民族の繁栄という目標が、個人や少数派の権利、自由を制約することは言うまでもない。

自民党の改憲草案を読むと、国家を民族共同体としてとらえる一方で、個人主義や人権を否定的にとらえている点で、後者の前近代的国家観と憲法観に戻ろうとしていることが分かる。このような改憲草案が21世紀の現代日本に現れたことに驚きを禁じえない。

自民党改憲草案の問題点を具体的に見ていこう。まず前文であるが、ここでは日本国家の歴史的特徴すなわち天皇制や和の精神などの「良き伝統」や「助け合いの精神」などが強調されている。そもそも国家の歴史性を云々することは、機能的国家観を前提とする近代憲法では基本的に無いことである。この点はアメリカやフランスドイツなどの憲法前文を見れば分かる。現憲法は比較的長い前文

を有しているが、その内容は普遍主義であり、日本に関わる歴史的な叙述はない。グローバル化、多民族共生の時代に、単一民族国家を前提として「民族固有の文化」を説く前文など、アナクロニズム以外の何ものでもない。ちなみに草案では、外国人の選挙権は一律に否定されている（15条）。

個人主義と人権の制約についてであるが、草案には国家と個人の関係に関する前近代的理解がある。近代憲法は自立的個人と国家という二項対立的関係において個人の権利を守ることが前提となっているが、草案では個人よりも家族や社会の秩序（公益、公の秩序）が優先されており、これらによって基本的人権が大きく制約される形になっている。12条では新たに「国民の責務」を謳い、自由、権利は「公益及び公の秩序に反してはならない」と規定されているが、「個人（人）の尊重」（13条）、「表現の自由」（21条）にも同様の条件がついており、人権の普遍性が否定されている。これは別の言い方を借りるならば、近代憲法の基本的枠組みである「類と個」の関係を否定し、「種の論理」（民族の立場）を優先させたものと見ることができる。

そもそも近代憲法には、国家は個人の良心や価値観には介入しないという大原則がある。これを規範哲学では、「正義に対する善の優先原則」と呼んでいる。特定の価値（例えば和の精神）を憲法で謳うことは、このような大原則を否定し、特定の価値を個人に押し付けることを意味する。そのことは言うまでも無く、権利の侵害を引き起こすことになる。このように見ると、自民党改憲草案は権力の行使を制限し、国民の権利を守るという、立憲主義の前提を満たしておらず、その点で、とても近代憲法と呼べる代物ではない。それ

どころか草案は、憲法を国民支配の道具に変えるものと言っても過言ではない。

かつて明治憲法起草の任にあった伊藤博文は、枢密院の審議で「憲法には臣民の義務、責任だけを書けばよい」と述べた森有礼に対して、「憲法とは君権を制限し、臣民の権利を保護するものであり、責任ばかりを書くのであれば、憲法の意味がない」と答えたと言われているが、現在の自民党は伊藤博文の水準にまで達していないことが分かる。何とも情けない日本の政治の現実である。

2、安倍政権による教育支配

日本の戦前の歴史を見ても分かるように、保守政治家は立憲主義の精神を犯し、学校教育を通して、自分たちの価値観を子どもたちに押し付けようとする。大人の言うことを聞く子どもは、権力者にとっては扱いやすい存在であり、やがてかれらが大人になったときに、権力に従順な国民になることが期待できるからである。すでに第一次安倍政権の下で、教育基本法が変えられたことは記憶に新しい。また現政権発足後すぐに、安倍首相は教育再生実行会議を設け、「心のノート」の全学校への配布を指示している。

今後懸念されるのは、道徳教育の教科化である。現在、教育再生実行会議では教科化に向けた問題点の整理が行われている。現状の道徳教育では「道徳の時間」が小中学校で週1時間設けられているが、この時間は教科として位置づけられておらず、したがって、教科書は存在せず、数値による評価も行われていない。しかし道徳が教科化されれば、まず教科書が作られることになる。道徳の教科書を作ることは意味が大きい。そのことは、国定イデオロギーを設定することに等しいからである。かつて教育勅語の内容を元に編集

された教科書が修身の時間に使用され、軍国主義精神を子どもたちに注入したことが、どのような悲劇をもたらしたかについては、多言を要さないであろう。

加えて道徳の評価の数値化は、子どもの人格を物指で計ることを意味しており、戦後の人格教育、民主教育の伝統を根底から覆すことになりかねない。明文改憲だけでなく、教育委員会制度の改編の問題含め、教育をめぐる動向にも注意が必要である。

3、改憲への対抗軸

さてかかる自民党の改憲草案に対して、どのような対抗策が対置されるべきであろうか。まずその前近代的で、立憲主義否定の性格を考えるならば、市民社会挙げての運動が求められるし、またそれは可能でもあるだろう。この点は最近、右翼団体「一水会」の鈴木代表や右派の漫画家、小林よしのりが「国旗、国歌尊重規定」(3条)は憲法に書くべきではないとか、草案は立憲主義の精神に反していると批判していることが注目される。右派を含め市民社会対保守・反動政治家という対立図式が成立する可能性は高いと考えるべきであろう。

次いで対抗軸の内容であるが、この点で参考になるのが、政治哲学者のM・サンデルの主張である。かれはコミュニタリアンの立場から、アメリカの政治風土における悪質なモラルの横行の原因を、リベラル派の道徳に対する禁欲主義に求め、全体主義の衝動にとらわれないために、リベラルは道徳を語るべきであると言う(サンデル『公共哲学』ちくま学芸文庫)。

われわれは立憲主義の立場から、国家が特定の価値にかかわることに禁欲的であるべきことを論じた。しかしこれは政治に対する

要求であって、市民社会レベルでは、むしろ良質の道徳を語るべきであろう。そのことが国家による質の悪い道徳的言辞を封じることになると思われるからである。その場となるのが、学校教育であり、中でも道徳教育である。道徳の教科化を許さないためにも、道徳教育の場での実践が重視されるべきであろう。

現代を代表する思想家、J・ハーバーマスの憲法愛国主義の立場にも学ぶべき点は大きい。ハーバーマスは歴史修正主義を批判し、ドイツが西側にとどまろうとするならば、近代憲法の価値を共有しなければならないとする。愛国心は一般的には、郷土と結びついた概念であるが、かれは愛国心を憲法に対して求めているのである（ハーバーマス『近代－未完のプロジェクト』岩波文庫）。しかし近代憲法によって、自由な生活が許されているとするならば、そのような憲法を尊重し、愛するということは十分ありうる話である。憲法だけでなく、一定の生活水準を保障する国民国家（福祉国家）に対しても、責任感と愛着を抱くことは可能である。機能的国家観はその意味で、決して愛国心を拒むものではない。人権と生活が保障される良質の国民国家とそ

れに対する開かれた愛国心は、保守的、反動的な国家観と閉鎖的な排外的愛国心に対置すべき、当面の対抗モデルと位置づけることができるように思う。

4、新たな憲法擁護主体の形成

憲法体制に愛着を感じる国民は、政治に無関心で、自己欲求の追求に専念するような勝手気ままな国民ではないであろう。そのような国民は、改憲に対抗する主体にはならない。もともと個人権の擁護からは、他者との連帯は出てこない。この点にリベラリズムの弱さがある。この弱点を克服するには、政治に対する関心を有する公共心豊かな国民（それは新たな運動の担い手であり、変革主体でもある）を育てる必要がある。立憲主義を真に守るには、道徳的、自律的主体の形成が求められているのである。

付記

本報告では時間の制約があり、最後の論点にはあまり触れることができなかった。

また私の拙い報告に対するコメント役を果たして頂いた立命館大学法学部の倉田先生には、この場を借りて改めてお礼申し上げます。

『日本の科学者』読書会 4 月例会の報告

菅原建二

事務所で開催された。参加者は 8 名であった。今回は 4 月号【特集】“命の連鎖を考える”より 4 編の論文が取り上げられた。

河野勝彦「生命・生物・環境と倫理」（報告：宗川吉汪）。著者は、人間の倫理意識の起源は倫理意識の保持が進化的に有利であったことにあるとする説を支持しており、更に、生命体は人間存在とは無関係に価値があり、倫理的な配慮は、人間に対してだけな

あるとする。特に、動物は人間と同様に苦痛を感じることから、その対象となり、工場畜産に見られるような、動物虐待を規制し、動物福祉や有機畜産など環境に配慮した畜産が叫ばれているとのことである。著者は、また、動物食にも問題があり、肉食主義などへの転換が求められるとするも、人間の生存は他の生物の犠牲の上に成り立つことも認めており、結論としては明確さを欠く。また、環境倫理

学との接点も不明確である。

太田保夫「微生物と共生する農業」(報告：菅原建二)。前半では、原生生物、特に、藻類が細胞共生によって進化し、その中から植物や人間を含めた動物が進化して来たことについて述べている。後半は植物、動物、海洋生物の微生物との共生の具体例を示しており、最後に、自然と共生する有機農業への転換の重要性に触れている。本文では、特に、植物がいかに広範囲に微生物と共生しているかについて説明している。すなわち、植物内部に共生している内生菌(植物共生細菌：エンドファイト)が示す植物の生長促進や病害虫抵抗性への寄与、植物が根から排泄する**粘液性のムシゲルと土壤中の微生物との複合体による根の保護や物質代謝、マメ科植物と根粒菌の窒素の固定など**。また、土壤中に普遍的に存在するアーバスキュラー菌根菌は80%の陸上植物と共生可能であり、植物からエネルギー源(主にブドウ糖)の供給を受ける代わりに、土壤中の希薄なリン酸を集め、宿主植物に供給することなど。同様に、多くの海洋生物や陸上の動物との共生の例を挙げ、生物界における微生物との共生の重要性を指摘している。最後に、化学肥料や農薬による微生物の排除は持続可能な農業を不可能にすることを指摘し、有機農業への転換を図る必要性を強調している。有効な施策の提言が求められる。

桐谷圭治「ただの虫にも安心安全な農業：総合的生物多様性管理(IBM)(報告：藤井一)。IBMとは農地での有害生物の管理と自然保護との両立を図るものとのことであるが、簡単ではなさそうである。総合的害虫管理、(IPM)によれば、天敵や抵抗性品種などの自然の制御要因を最大限に利用し、天敵に影響の少な

い選択的農薬を使い、各種の防御手段を互いに矛盾しないように利用して、経済的被害を起こさないレベルに害虫密度を管理することだそうである。本論文では、これまでの日本の実情を、土地利用の変化、外来昆虫と貿易、地球温暖化の三点から具体的に記述している。しかし、IPMあるいはIBMにどの程度成功しているのか明確な記述はない。

森本信生「侵入昆虫がもたらしている実相—命の連鎖を乱す、その甚大なる農業被害」(報告：富田道男)。主な内容は以下の通り。外来種の増加は交易の増大による。検疫時は低下。非意図的にもたらされた外来種は512種と推定。2012年の江村らによると害虫339種のうち60種が外来種、益虫113種のうち外来種は4種。米国から侵入した害虫イネミズゾウムシの防除に2011年度に要した殺虫剤の量は6500トン、金額130億円。自然環境への影響は少ない。米国を原産地とするマツノザイセンチュウは日本の自然に最も大きな被害を及ぼした。しかし、全ての外来種を排除する必要はない。イネなどの主要な穀物、ほとんどの野菜、果樹、花卉は外来種。花粉媒介昆虫であるセイヨウオオマルハナバチは外国から導入され、トマトの品質向上や栽培農家の労力軽減に多大な貢献をしている。なお、本文中には蜂が野外に出ないよう完全に管理しているとの記述があるが、この蜂は野生化して、すでに全国に固定化しており、在来種を圧迫している可能性が高いとのことである。外来種は長い進化の過程で築き上げられた命の連鎖を脅かす。我が国の環境保全政策の推進には国民の意識向上とともに国内の農業の重要性を高める施策が不可欠と結んでいる。

4・20 シンポジウム

「革新は生き残れるかー新しい変革の主体を考えるー」参加報告 個人懇 鈴木博之

表記シンポジウムが4月20日（土）午後に「京都アスニー」で開催され、70名ほどの参加者があった。革新勢力の現状に大きな危機感を持つ識者が組織を離れて独自にシンポ実行委員会を組織して開催したものである。

「革新は生き残れるか」という表現にその危機意識が反映されている。碓井敏正氏がコーディネーターを勤めた。パネリストの講演内容を以下に要約する。

1. 広原盛明氏「如何にして護憲勢力を結集するかー戦後最悪の歴史的反動期（2013～2016年）を目前にしてー」

改憲勢力（自民・維新・みんな）は先回の総選挙で圧勝し、勢いに乗って今夏の参院選でも結集を強めつつあり、現状では2016年まで衆参両院で2/3以上の議席を占める可能性が高い。そうなれば自民党改憲草案を骨格とした憲法の全面的改定が具体化され、戦後最悪の歴史的反動期となろう。その可能性を強く示唆するのは4月のNHKの世論調査結果である。内閣支持率は60%を超え、自民党だけが支持率を拡大し、日銀の金融緩和策を評価し、参院選での自公過半数化、改憲勢力2/3議席を是認し、憲法改正・憲法96条改正に賛成する声が多数派を占めるという衝撃的な結果である。これは現在、国民世論の地殻変動（改憲賛成派が増大し多数派を形成しつつある）が始まっていることを示すもので、その背景には①アベノミクスによる景況感の改善、②北朝鮮・中国の軍事的脅威に対する国民心理、③96条改憲から着手する戦術の成功、④ハシズムと一体化したマスメディア

の影響の強さ、などがある。

危機的状況打開のために護憲勢力の結集が必要である。そのためには①参院選後の「護憲円卓会議」として護憲政党・護憲勢力の開かれた共闘組織の結成、②改憲国民投票に備えた国民運動の提起、③地方議会に働きかけて護憲・反原発首長のネットワーク化、などを提案するが、特に「護憲円卓会議」の重要性を強調したい。

2. 藤永のぶよ氏「反ハシズム運動からの報告『もう～黙ってられへん！』」

先の大阪市長選に市民派候補として出馬された藤永氏（大阪市民ネットワーク代表）は、前半では橋下市長に対する反ハシズムの市民運動の経過報告をされた。橋下流行政手法に抗議して、情報公開・監査請求・住民訴訟を駆使して、目まぐるしく果敢に市民運動を展開し、区長問題、道州制問題、「維新八策」批判を行った経過が具体的に報告された。後半は、このような闘う市民運動こそが新しい変革の主体になり得るもので、現在は市民運動の「花盛り」状態と考えているが、残念なことにそれを受け入れる受け皿としての政党が存在しない。政党は大きな集会や議員活動よりも街角議論を大事にすべきである。

3. 大西 広氏「革新の再生シンポへの問題提起」

現状打開のための統一戦線や国民戦線をどのように展開すべきかという問題提起であった。まず中国における「第二次国共合作」で、反帝反独占で重要な土地改革を差し置いても合作を追求した中国共産党の寛容と大胆さに

学ぶべきであり、日本でのあり得る目標は「中道左派国民連合」であろう。そして先の総選挙での教訓は、民意を反映しない選挙制度とともに、「政策が一致しても連携できない革新政党」と「政策が一致しなくとも連携できる他諸党」の対照である。今後の「革新の連携」のためには「連合」を変革させることが必須で、都知事選共闘における連合の裏切りに代表されるような状況を許しているのは、左派系労組の視野の狭さにも原因がある。労組の原点に戻って連合と全労との共闘を必死になって実現させるべきである。

「国民戦線」の枠組みとしては、現状では「革新の統一」や「平和勢力の統一」では不十分である。「フクシマ・オキナワ・TPP」「憲法」「脱原発」「消費税」などをすべてカバーできるような原理的な提唱が必要で、それは「公平・公正」あるいは「99%の国民の利益」であろう。

< 討論 >

現状の認識について

- ・政党の党利党略や労組間の厳しい対立が事態の打開を阻害している。
- ・ハシズムの要因に、公務員の相対的高給と労組の既得権益擁護に対する市民の反感がある。
- ・大阪では公務員労組のがんばりが市民生活をひきあげたことも認めるべきである。
- ・学生の現状：ボランティア活動には関心があるが、社会革新には繋がらない活動が多い。
- ・学生の現状：環境問題には関心があるが、人権問題には希薄、平和運動はオカルト視される。
- ・学生の現状：学生の関心事は就職活動。憲法やデモクラシーには関心がない。
- ・大学教員にも学生運動の経験者はいないし、

組合活動にも関心が薄く、学生を指導できない。

- ・選挙結果は小選挙区制とマスコミの行き過ぎた当落予想の弊害がある。法的規制が必要。
- ・主要マスコミの体制擁護・現状維持の論調は目に余る。
- ・民主党が国民の期待を裏切ることになった原因の解明が不十分である。
- ・「革新」「護憲」は今や古すぎる表現。仲間内だけで通用する議論になっている。

魅力ある「革新」とは何か

- ・革新政党の商品（政策）に問題があるのに、セールスマンの活動に問題ありと転嫁している。
- ・革新政党の議会重視主義に問題あり。市民運動のような地道なドブ板活動を再評価すべき。
- ・既成政党は若者の関心の対象外になってしまっている。
- ・「革新」は今や死語になっている。今回のように若者と女性の少ない集会に将来性はない。
- ・年寄りばかりの集会と一方的に非難するのではなく、年寄りのガンバリによる貢献も認めるべきである。革新の運動に年齢は関係なく、また、皆自主的に活動している。
- ・99%市民論は妥当。
- ・非正規労働者問題への対策は重要。公務員労働者攻撃から資産家攻撃に的を替えさせよう。

危機感を共有できたと思われるが、若者の姿はやはり少なく、パネリストも科学者会議中心で、これでは統一戦線や国民戦線にはほど遠いと感じた。現状に危機感を持つ識者は非常に多いと思われるので、今後はもっと幅広い人々に呼びかける必要がある。

研究会・読書会などの案内（末尾の「JSA 近畿」も参照）

脱原発シンポジウム

「聞け『ふくしま』の声ー今、そして未来（あした）のためにー」

J S A京都支部も参加する実行委員会が主催して、「聞け『ふくしま』の声ー今、そして未来（あした）のためにー」と題したシンポジウムが、以下の要領で開催されます。第 2 部では、福島から避難してきている方、福島にとどまっている方が発言されます。

会員のみなさまのご参加を呼びかけます。

- ・日 時：6月15日（土）13:30～16:00（開場 13:00）
- ・場 所：龍谷大学深草学舎 22号館 101 教室
- ・内 容：

第1部 基調講演：守田敏也さん（（市民と科学者の内部被ばく問題研究会 常任理事）
（演題：未定）

第2部 福島からの訴え（加藤さん、橘さん、青田さん、荒木田さん）

第3部 討論：「今、そして未来（あした）のために」

コーディネート：守田敏也氏さん

- ・主 催：「聞け『ふくしま』の声ー今、そして未来（あした）のためにー」実行委員会
- ・事務局：京都南法律事務所 溝江さん（電話：075(604)2133、FAX：075(604)2135）

（文責：細川孝）

大学問題シンポジウム

「大学評価から大学監視・改善へー日本の『大学界』改革に向けてー」

2013年2月に設立された大学オンブズマンの発足と、2012年6月に結成された労働組合法人全国大学人ユニオンの結成1周年を記念して、以下の要領でシンポジウムを開催します。関心をお持ちの方のご参加をお待ちしています。

- ・日 時：2013年6月23日（日）13:30～17:00（予定）
- ・場 所：龍谷大学深草学舎 22号館 101 教室
- ・テーマ：大学評価から大学監視・改善へー日本の「大学界」改革に向けてー
- ・内 容：森岡孝二氏「株主オンブズマンの経験から」（仮）
中村和雄氏「市民オンブズマンの経験から」（仮）
重本直利氏「大学オンブズマンは何をめざすか」（仮）
特別報告①巻口勇一郎氏「大学における同族経営について考える」

〃 ②岡山茂氏「ハムレットの大学」

司会・コーディネート：細川孝

- ・主 催：大学オンブズマン・労働組合法人全国大学人ユニオン

寄稿：ベトナムで枯葉剤被害二世の予備調査（１）

藤本文朗・福島知子

私たち JSA の高齢者・障害者人権保障研究会の「枯葉剤・ダイオキシン被害二世の実態調査とその福祉的支援班（仮）」のメンバー前期 2 名と桂良太郎さんの 3 名が、この 3 月 15 日、ベトナムのダナン市（ベトナム戦争中、アメリカの最大の基地があり、いまだに枯葉剤が残っている）を訪れた。

この市は、人口 90 万人、枯葉剤被害者 5,000 人のうち 1/4 が子ども（ダナン赤十字のデータ）とのこと。この子らの施設が 3 カ所あり、多くの重度の在宅児がいるとのこと。ダナン枯葉剤被害対策資金（募金）が対応している。私たちは、在宅児の二件と、通所施設を訪問した。

①35 歳のテイ（H.T.THE）さん（男性：寝たきり）。父は 7 年前、枯葉剤被害により死亡。母（54 歳）、姉（39 歳：車いす生活）の 3 人家族。テイさんは、中学校まで元気であったとのこと。話し言葉は、Yes・No ぐらい。



①35 歳のテイ（H.T.THE）さんとお母さん

日本の音楽テープを流すと笑顔が見られる。ベトナムの医師は、脳の障害とその場で診断。「ベトちゃん、ドクちゃんの発達を願う会からの募金と日本の鞠を送る。

②二件目は、5 歳のトウ（N.V.T.TU）さん。父親（58 歳）に抱かれ、笑顔はある。弱視であり、医師はあと 3 ヶ月の生命という。母親は働いていて不在であった。募金と絵を渡すと微笑む。

③続いて、第一施設（80 人の知的障害児が通っている）を訪ねる。私たち日本人 5 人を歓迎のダンスと歌で迎えてくれる。私たちは日本の童謡「手のひらを太陽に」を歌う。障害の詳しい資料はなく、彼らの作った造花をいただく。少ない募金を渡す。

④第三施設は、30 人の知的障害児・聴力障害児が通っている。所長は 82 歳のベトナム戦争を戦った人。おいしい野菜中心の昼ごはんをご馳走になった。少ない募金を渡す。第



②父親に抱かれた 5 歳のトウ（N.V.T.TU）さん

一施設と同様に子どもたちのダンスと歌で歓迎を受けた。通所している障害児の資料はない。ただし、ダナンの枯葉剤対策のパンフレットは、ベトナム語、英語のもので、外国と



③第一施設（80人の知的障害児が通っている）にて、造花をいただく

の交流の写真や障害児の写真等はカラーによるものであったが、障害児とダイオキシンとの関係について言及されたものではなかった。



④30人の知的障害児・聴力障害児が通っている第三施設の前で（ドクさんも）

寄稿：日本国憲法施行 66 周年の 5 月 3 日が過ぎて

須田 稔

L I F E は「生命・生活」という意味だが、最近のアメリカでは acronym (頭字語) で LIFE IN FEAR EVERYDAY 「毎日不安に怯える暮らし」というらしい。乱射や爆発事件がいつ、また、どこかでと。

ノーベル平和賞をもらった大統領はイラクから軍隊を撤退させたが、代わりに民間軍事会社の社員が戦闘員で、暴力行使軍需会社の生産した武器弾薬をふんだんに、テロとの戦争だから宣戦布告無しで。

イエーメンでもパキスタンでも無人爆撃機を気ままに飛ばして、標的のテロリストを見つけたぞと射撃爆撃、実は無辜の老若男女を殺傷しているのだ。そして米国への憎悪と報復の戦士を育成。

日本でも、最近では「くらし」という語が頭字語だとかうなるらしいのだ。「くらい未来

になりそうならん世の今だぞ。過去学びしかりしなきや主権者が」。

戦争放棄と交戦権否認を世界に誓った憲法 9 条は、占領下に押しつけられたものだから、「自主憲法」が必要という。「押しつけた」アメリカに「謝れ」とも言わず世界に冠たる人類の理念が指針の文書なのに。

フクシマは収束どころか危険は増大するばかり。国策なのに政府も電力会社も責任の自覚なく、放射性廃棄物の安全な処理方法も無に等しい。それでも世界最高の技術を駆使した原発だと発展途上国に説いて、輸出に狂奔する非人道。

憲法修正第 2 条で「人民の銃保持の権利」明記。米国流民主主義を広め、抵抗者を倒すのは「明白なる天命」と信じてきたから、黒

人奴隷制と人種差別制度をあわせると、350年近く暗愚と冷酷非道を刻んだアメリカ。

「生命・自由・幸福追求は不動の基本的人権」。この独立宣言のアメリカが、「わたしにとってアメリカだったことは一度もない」と黒人桂冠詩人ラングストン・ヒューズが詩に書いたことがあった。

日本国憲法が日米軍事同盟に優先したことは一度もないと沖縄県民は嘆き怒る。朝鮮戦争で、ヴェトナム戦争で、米軍基地は侵略戦争遂行の出撃基地だったし、アフガニスタンとイラクへの兵站基地だった。

A級戦犯を祖父にもつ安倍晋三という知性劣悪、良心涸渇、軍事強国志向の総理が天皇を元首に、「美しい日本」「強い日本」をと、戦争できる国防軍国家に奉仕する「臣民」と、強権で命令して威信を見せたい「維新の会」と連携して、この夏の参院選挙で多数を制して憲法改正要件を緩和しようと策動し

ている。この狂気に正気が勝つには、主権者の識別力が決め手だが、それは無論だが不断の努力、不撓不屈の市民運動が不可欠だ。

世論調査で、憲法改正や9条改定について賛否の差がどれも僅少なのを憂慮したのだが、日本高等学校教職員組合が4月19日に発表の「2012年度高校生1万人憲法意識調査結果」は憲法9条は「変えない方がよい」63%とある。

「教え子を再び戦場に送るな」と痛切な念願を、47年6月8日に結成した日教組がスローガンに採択したのは1951年朝鮮戦争の最中だった。労働組合の多くが資本や権力に屈服して久しい、15年戦争前夜に似た閉塞状況のいま、人間の尊厳を生き抜く覚悟が迫られている。

※※※※※ 支部幹事会だより ※※※※※

第12回幹事会（4月26日）および第12回事務局会議（5月10日）の報告

1. 会員の異動（2013年5月からの会員の異動）

新入：3名

復帰：1名

退会：1名

転出：1名（三重支部へ）

2. 支部現況

2013年5月の会員数は280（一般250、若手30）、読者4

2012年5月の会員数は286（一般257、若手29）、読者7

3. 会費納入状況

2012年度会費納入率：91.2%；2012年度会費未納：27名；2011年度未納：6名（2年間未納の場合、除籍することになります。若手が4人もいます。）

4. 脱原発シンポジウム「聞け『ふくしま』の声ー今、そして未来（あした）のために」実行委員会に参加

上記シンポジウムについては記事をご覧ください。

5. 第47回支部大会の準備

支部大会の議案書を作成。

日本科学者会議京都支部会則（2012年5月20日改正）

（支部）

第1条 日本科学者会議京都支部（以下「支部」）は、日本科学者会議（以下「会」）の会員のうち、京都府で活動する者によって組織される。

2 支部の事務所は、京都市中京区二条通寺町東入榎木町95番地3 南館3階におく。

（支部の事業）

第2条 支部は、会の会則第10条にもとづく組織として、会則第2条にかかげる目的をはたすため、次の事業を行う。

1. 『日本の科学者』の配布、編集協力および読書会の開催
2. 『支部ニュース』および『京都の科学者』の発行
3. 研究会・討論会・講演会の開催
4. 科学、技術、教育、環境等の政策に関する意見表明
5. 会員相互の親睦・交流
6. 他団体との活動交流
7. その他この会の目的をはたすために必要な事業

（支部大会）

第3条 支部の最高決定機関は支部大会である。大会は、支部幹事会の招集により、年に1回以上開かれる。

- 2 大会は、運動方針・予算・会費の決定、決算の承認、支部幹事および会計監査委員を選出する。
- 3 支部幹事の員数は会員数の20分の1以上とし、立候補者から選出される。
- 4 大会は、会員（委任状を含む）の過半数の出席によって成立する。大会決定は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

（幹事会）

第4条 支部に幹事会をおく。支部幹事は、支部大会で選ばれ、大会の決定に基づいて支部の運営にあたる。幹事の任期は1年とし、重任を妨げない。

- 2 幹事会は、代表幹事および事務局長各1名を互選する。
- 3 幹事会の決定は、幹事の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 4 幹事会に事務局をおく。

（分会）

第5条 支部に職場別、階層別、地域別、専門別等の分会をおく。

- 2 会員は複数の分会に所属することができる。
- 3 分会は、それぞれに代表者をおく。
- 4 支部の活動は、分会を基礎に行う。

(代表者会議)

第6条 分会の運営の責任は、幹事会が負う。幹事会は、必要に応じて代表者会議を招集することができる。

(支部の財政)

第7条 支部の財政は、支部会費、事業収入および寄付金でまかなう。

- 2 支部事務局は、当該年度の初めおよび適切な時期に、会員に対して、支部および会の会費を請求するものとする。
- 3 支部および会の会費は、当該年度終了までに納入するものとする。
- 4 支部の会費については別に定める。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、会の目的に背く行為をした場合、または、支部および会の会費が、事務局の請求にもかかわらず、年度を越えて納入されない場合、幹事会の決定により、会員の資格を失う。ただし、その決定に不服の場合は、異議を申し立てることができる。

(会則の改正)

第9条 この会則は、支部大会で出席者の3分の2以上の賛成によって変更することができる。

付則1 この会則は、2012年5月20日から施行する。

付則2 施行前の会則第7条は本則第5条に含まれるため廃止した。

付則3 2012年度の支部幹事は、第3条第3項の規定によらず、第46回支部大会で選出された幹事とする。

〔会則補遺〕 日本科学者会議京都支部は、1966年3月5日の支部大会において、設立が承認された。